

論文

保育の質を高めるためのこどもソーシャルワークに関する一考察

笠野恵子¹

A study on the child social work to raise quality of the childcare

Keiko KASANO¹

ABSTRACT

In late years the domestic way of a child entering a kindergarten and a nursery school transforms, and, in the protector support, the support for various protectors is needed in the childcare spots. It is approached to a childminder by various objection correspondence. I have a hard time for the support to the protector whom home and the attenuation of human relations with more complicated circumstances go ahead through and am connected in the psychological burden on childminder. You should examine the way of the social work that thought about a child primarily.

キーワード 保育の質 こどもソーシャルワーク 最善の利益

Keywords: Quality of the childcare, child social work, The best profit

はじめに

近年、日本社会において、都市化や核家族化、少子化などに伴い、家庭の教育力が低下しているという指摘があり、そのことを解決すべく、幼児教育や家庭教育に強い関心が寄せられている。たとえば、近年の政策においても、2006（平成18）年に改正された教育基本法では、第10条に「家庭教育」、第11条に「幼児期の教育」の条文が追加されている。家庭という私的領域で行われる家庭教育について、そのあるべき姿がなされ、また義務教育段階とは異なるものとして位置づけられていた幼児期の教育が、子どもの人間形成の基礎を培う重要なものとして明記されたのである。

就学前の子どもの居場所として、第一に家庭があり、そして地域があるが、3歳児の約7割が幼稚園や保育所などを利用し、4歳児、5歳児に至っては、ほとんどすべての子どもが幼稚園や保育所などの就学前の幼児教育・保育機関を利用している。それ以外にも、お稽古事や通信教育などの幼児教育産業が提供する幼児教育の場を利用する者も多い。つまり、保護者は、幼稚園や保育所には社会性や人間関係の育ちを求め、幼児教育産業には学習

面の育ちを期待し、幼稚園・保育所と幼児教育産業を使い分けているということである。このことは、幼児の生活が多忙化するという点でも気掛かりであるが、それ以上に、保育の本質が保護者に理解されていないということを端的に示しているのではないだろうか（住田・山瀬・片桐2012）。

また、近年の社会状況と人びとの生活の変化に対応するためソーシャルワークが、より高度で専門的なものへと進展することを求められている。しかし、一方で、社会福祉に関係した各種の資格制度の出現によって社会福祉教育は、混乱を深めている。また、多様化した社会福祉施策の進展とともに、規制緩和によって社会福祉産業が急速に発展し、他方では深刻な問題が生じてきている。このような現実から、改めてソーシャルワークとは何なのかが厳しく問われている（太田・安井・小榮住2010）。今後、ソーシャルワークは、子どもの分野では、とりわけ保育分野において子どもへの支援とともに保護者支援での有効役割が期待されているといえる。しかし、現状では、保育分野においては有効に活用できているとは言い難い。

¹ 891-0197 鹿児島市坂之上8-34-1 鹿児島国際大学福祉社会学研究科博士後期課程

Doctor course of Welfare Society, The International University of Kagoshima, 8-34-1 Sakanoue, Kagoshima 891-0197, Japan
2016年5月24日受付、2016年9月9日採録

1. 研究の目的及び方法・倫理的配慮

研究の視点として現代社会では、家族の状況も変化しつつある。共働き世帯は増加し、以前は、子育てや老人介護などの家族や地域で担ってきた生活の部分が外部化され、かつての相互扶助関係も希薄化してきている。つまり、私的な生活の中で営まれてきたケア機能が独立し、新たに社会的公的ケア領域へとシフトはじめている。高齢者や障害者、低所得者などの分野ではソーシャルワークは充実してきているが、子どもの分野のソーシャルワークは障児、スクールソーシャルワークなどの分野を除いて進歩をしていないのではないだろうか。とりわけ、乳幼児の分野は、そのような傾向がみられる。保護者への支援においては、近年、幼稚園や保育所に入所する子どもの家庭の在り方は変容し、保育現場等では、様々な保護者に対する支援を必要とされている。保育者には様々なクレーム対応に迫られている。それ以上に、複雑な事情を抱える家庭や人間関係の希薄化が進む中で保護者への支援に苦慮し、保育者の心理的負担にもつながっている（笠野 2016）。このような現状と課題をふまえ、本稿では、ソーシャルワークについて整理し、子どもと保護者を第一義的に考えた保育ソーシャルワークのあり方を念頭に、子どもの最善の利益と保護者への支援を考えた保育現場を中心としたソーシャルワークの役割について検討することを研究の目的とする。

研究方法として先行研究の文献などをもとに、文献研究を行うこととする。倫理的配慮として、文献などの取り扱いについては、自他の研究を引用・参照した場合には、引用・参照した文献の存在を明示するなど慎重に取り扱う。人物、その他の情報に関してプライバシーと人権の観点から配慮を行う。

2. 日本における乳幼児保育の特徴

文部科学省が OECD 「Education at a Glance (2009)」より作成した資料によると日本の3、4歳児の幼稚園の就園率および保育所の在籍率は84.4%と、OECD の平均71.2%を大きく上回っており、3、4歳児のうち5人に4人以上が幼稚園や保育所へ通う状況となっている（http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/.../detail/1296733.htm）。

また、2006年の新教育基本法以降の乳幼児保育・教育法制の展開は、ケアと教育を統一し、さまざまな生活場面や活動の中での子どもの能動的・主体的な活動を保障

するという、これまでの乳幼児保育・教育の理念と逆行し、教育と保育を分断し、「教育」を通じて国家の新自由主義的教育統制を強め、保育の専門性を貶め規制緩和の波にさらす方向に進んでいると思われる（小泉 2015）。

濱名（2011）は、日本の幼児教育の特徴として、第一に家庭という私的領域で行われる部分が大きく、各家庭の階層や文化、保護者の意識等によって、幼稚園も、初等中等教育の学校と異なり、その8割を私学が占めており、全国的な基準はあるものの、園によって独自性、多様性に富んでいることを指摘している。どこの幼稚園や保育所に通わせるのか、何の習い事やお稽古をするかは、子ども自身よりも保護者側の価値観や意識によって左右されるといえる。

2.1. [保育士資格]

保育士は、「児童福祉法」にもとづく国家資格である。保育士は、同法第18条第4項において「保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。」と位置づけられている。

保育士は、長い間「保母」「保父」の名称で呼ばれてきたが、1999年4月の児童福祉法施行令の改正により「保育士」という名称に変更された。また、2003年11月の児童福祉法改正により名称独占資格として規定され、国家資格となった。2003年「児童福祉法」の改正により、保育士になるためには、保育士登録に登録（保育士登録制度）し、「保育士証」の取得が必要となった。

保育士は、全国の保育所を中心に、児童養護施設や乳児院、母子生活支援施設、障児施設などの児童福祉施設等で保育や地域の子育て支援、その他病児保育、託児所等の仕事があり、多種多様になっている。保育士は、国家資格化以前から保育の専門家としての役割を果たしてきたが、近年は、地域の子育て支援の専門職としての役割にも期待が高まっている。

一方、幼稚園教諭とは、文部科学省の管轄で、学校教育法に基づいて教育を行う教員である。「幼稚園は幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする「学校」である。教育を目的とした施設での仕事になるので、子どもの対象年齢は3歳～就学前であり、主な職場は、幼稚園である。

2.2. [幼稚園教諭免許]

幼稚園教諭の場合、修士以上の学位を有する場合は専修免許状、学士の学位を有する場合は一種、短期大学

士・専門学校卒等の場合は二種免許状と学歴により異なる。

しかし、2012年8月、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号）により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設」として、「幼保連携型認定こども園」が創設された。「幼保連携型認定こども園」は学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、配置される職員としては「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有する「保育教諭」が位置づけられている。「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を進めるため、改正認定こども園法の施行後5年間は、「幼稚園教諭免許状」又は「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」として勤務できる経過措置を設けているが、この間にもう一方の免許・資格を取得する必要がある。

このため、2012年度に保育士養成課程等検討会における議論を踏まえ、経過措置期間中に幼稚園教諭免許状を有し幼稚園等において一定の実務経験を有する者を対象として保育士資格の取得に必要な単位数等の特例を設け、免許・資格の併有を促進することとなっている。

3. 子育て支援制度の意義

2003年8月7日、厚生労働省「次世代育成支援施策の在り方に関する研究会」によって子どもや子どもを養育する家庭への支援に関する今後の方向性が示された報告書として「社会連帯による次世代育成支援に向けて」がまとめられている。この報告書が契機となって、子育て支援を中心とする次世代育成支援施策の展開に向け、今後、さらなる議論が積み重ねられることを期待したいと述べられている。しかし、これまで、次世代育成支援施策については、個々の制度、施策ごとに論議されることが多く、制度の横断的に、しかも、財源の在り方を含めた総合的な検討が行われることはほとんどなかった。それだけに施策全体をトータルに捉えた本報告書は、着想、先進性などの点で有意義なものと考えているが、他方、改革の実現に向けた具体策、手順などについての十分な検討には至らなかったとある（厚生労働省 2003a）。

その報告書の中には、「保育」という言葉が100カ所以上使用されている。また、「保育の質の確保」に触れてあるものの具体的な内容はない。しかし、保育の質の向上として保育所利用児童が増加するとともに、家庭の子育て力が低下している中で、保育士が有する保育につい

ての専門的な知識やノウハウは、子どもの健やかな育ちを支える上で重要な資源ともいえるべきものである。このため、今後とも、教育や研修等による施設長や保育士の資質の向上を通じて、保育の質を確保・向上させていくことが必要である。また、保育所が地域子育て支援センターとして、家庭の子育て力の低下を踏まえ、ソーシャルワーク能力など専門性を高めていくことが求められるとある。報告書全体で保育所における「ソーシャルワーク」という用語が3カ所使用されている。運営の効率化の中で、公営保育所は、障害児など特に配慮が必要な子どもたちへの対応など、公営としてふさわしい特色ある取組を地域の拠点施設として進めるほか、経験のある保育士が地域子育て支援事業や、さらには近年増加しているソーシャルワーク的支援を必要とする家庭の子育て支援など、対応に迫られているとあるが、ソーシャルワーク的支援は公立保育所のみならず私立保育所は充実しているかといえば疑問が残るところである。また、専門性の確保では、具体的には、特別な配慮を必要とする家庭や子どもにも対応できるように子育て支援のためのコーディネート機能を市町村単位として拡充していくほか、保育所等が地域子育て支援センターとして、広く地域の子育て家庭の相談に応じるとともに、虐待などに至る前の予防対応を行うなど、一定のソーシャルワーク機能を発揮していくことが必要である。このため、一定の実務経験を積んだ保育士等をこうした役割を担うスタッフとして養成する等の取組を進めていくことが必要であると述べられている。しかし、この報告書を受けた「次世代育成支援施策の在り方に関する研究会報告書のポイント」の中にも、保育所におけるソーシャルワーク機能については、子育て力が低く特別な配慮を要する家庭にも対応できるよう、市町村を単位とするコーディネート機能、保育所等におけるソーシャルワーク機能の発揮が必要とあるだけで、具体的なことには触れられていない（厚生労働省 2003b）。

1965年に保育所保育のガイドラインとして制定された保育所保育指針（以下「保育指針」という。）は、1990年、2000年の改定を経て、2008年、3度目の改定が行われた。保育指針は、これまでの局長通知から厚生労働大臣による告示となり、保育所の役割と機能が広く社会的に重要なものとして認められ、それ故の責任が大きくなった。このことは、指針が法的な拘束力を持つようになり、保育所保育というものの重要性が認識されるようになり、法的な力によって子どもを虐待などから守ることが可能

になるということも含まれるのではないだろうか。これにより全国の認可保育所では、保育指針に規定されている基本原則を踏まえ、保育所の機能及び質の向上に努めなければならないとされた。2008年の改訂の要点の一つは、保育所の役割の明確化として「子どもの保育を総合的に実施する役割を担うとともに、保護者に対する支援（入所する児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援）を行うこと」と、子どもだけでなくその保護者への支援も保育士の役割であることが明記されたことである。加えて、保育所に入所する子どもの保護者に対する支援及び地域における子育て支援について、子どもの成長の喜びの共有、保護者の養育力の向上に結びつく支援、地域の資源の活用などが明文化された。2008年の厚生労働省、保育所保育指針解説書の中に、保育所においては、子育て等に関する相談や助言など、子育て支援のため、保育士や他の専門性を有する職員が相応にソーシャルワーク機能を果たすことも必要になる。その機能は、現状では主として保育士が担うこととなると記された。保育の役割の中に、子どもに対する保育だけでなく、その保護者への支援も保育士の役割であることが明記された。これにより、子どもへの保育という「ケアワーク」に加え、その専門性を生かした「ソーシャルワーク」的機能を特に保護者支援において発揮するという、新たな役割が期待されていることが示された。その他、保育指針の根拠法令、関連法令や幼稚園教育要領などとの整合性がこれまで以上に図られていることも、改定の特徴である。それらを踏まえ、保育所が社会的責任を果たしていくとともに、保護者支援を含めた保育の内容の充実や子どもの保育、教育を担う保育士の専門性の向上が求められている（厚生労働省編 2008: 184）証しでもあるということであると述べられている。

近年、保育所の役割・機能は多様化し、保育は、教育、ケア的側面だけでなく、ソーシャルワーク的側面での期待が大きく、保育所や保育士の果たす役割は大きいと言われている。子育ての第一義的責任は保護者にあるものの、仕事との両立などのため子育て支援を必要としている人は多い。身近な人によるサポートや保育所等における子育て支援が果たす役割は非常に大きいといえる。保育所や保育士については子どもの発達に即した保育・教育を行うことはもちろんのこと地域の子育て家庭に対する支援、在園児やその保護者に対する支援、においても重要な役割を担っている（松尾 2014）。このことから保育者の業務は「ケア機能」「エデュケーション機能」

「カウンセリング機能」「ソーシャルワーク機能」と多岐にわたっているといえる。

4. ソーシャルワークとは何か

ソーシャルワークとは何か整理する。ソーシャルワークについて、多くの論文や著書がある。ソーシャルワークに関しての論文は、CiNii¹⁾から「ソーシャルワーク」と検索すると5,155件（2016年3月1日現在）ヒットした。

ソーシャルワークは、「人びとが社会的機能を効果的な水準まで達成するのを助け、すべての人びとの福祉を高めるために社会変革をもたらす応用科学である」（Barker 1999: 455）といわれている。ソーシャルワークは、その使命を果たすために、林（2015）によると『ひととは何か』『社会とは何か』を深く読み解くために学問領域を超えた多様な知見を必要とすることを意味する。しかしながら、ソーシャルワークは、現実の生活問題を対象とすることから、日々変わりゆく人びとの暮らしの中で起きる社会事象に目を向け、生きる場で展開される実践をとらえて「ひとや社会」を今ひとたび探索することを必要とする。これが実践学と言われる所以であり、ソーシャルワーク研究が実践の科学化をめざす意味をもつとしている。つまり、制度や施策としての社会福祉を前提にしながら、その効力を利用者の生活の中に実現するためには、参加と協働からなるソーシャルワークという実践活動に関わっているといえるのではないだろうか。

ソーシャルワークとは、個人や集団に対しての対人援助および相談業務だけのことではない。秋元（2009）は「ソーシャルワークとは人々の福祉を増進するための『専門職』であり、『社会革命』と『人間関係問題解決』と人々の「エンパワメント／解放」に努める。ソーシャルワーク『社会システム』と『人間行動』の双方の理論に限り、『人間』と『環境』の接するそのインターフェイスに介入する。そして、『人権』と『社会主義』そのものを根本原理とする」と述べている。ソーシャルワークは、人々とその環境の間の複雑な相互作用に働きかけ、すべての人々がもっている可能性が実現できるよう援助し、その人の生活が、安定しその人らしく生きることを指しているといえる。専門職であるソーシャルワーカーは、対象者を自分の価値観で見ないで、すべての人の人権を尊重し、支援することが平等、公正な社会につながるということであろう。

日和（2014）は、ソーシャルワーカーの専門性に関し、

ソーシャルワークの専門性や専門職性が不明確であり、ソーシャルワークを学んでいる者でさえも、その専門職像をイメージすることはなかなか難しい。これは、ソーシャルワークには他の対人援助専門職と共通する業務も多く、ソーシャルワーカーだけがやっているわけではないこともあるからである。そのため、ソーシャルワークの専門性や専門職性を考えようとした場合、業務の実態に着目すると、かえってその専門職性が見えづらくなってしまわないかと考えられると述べている。ソーシャルワークの専門性とは何かと理論づけてもそれを実践する人は本来ソーシャルワーク専門の人でなければならないなどと定義づけて結果を出すことは、困難さを伴うのではなからうか。

5. 保育の質と保育におけるソーシャルワーク機能

近年、「保育の質」は、幼児期の保育を考える際の重要なキーワードになっている。世界的にみれば現在ほど乳幼児教育に公的投資がむけられる時期はなかったといわれるように、社会全体が保育のあり方を重視する時期にきている (OECD 2002)。そして「見えない教育」であるがゆえに、先進諸国では各国共に保育の「質」保証のための評価のあり方が1980年代から大きな問題としてクローズアップされて議論されてくるようになってきた。グローバル化とともに、尺度の開発を始めとして保育の質をめぐる保育学研究者間での議論も、より積極的になされてくるようになってきている。しかし、保育の質の定義は多様で (秋田・箕輪・高櫻 2008)、保育者の子どもへの具体的な関わり方から保育の制度設計まで、多様な側面から捉えられている。海外の保育の質をめぐる議論や研究の整理としては、英米を中心とした動きに関しては大宮 (1996) などがすでに研究を始めていて、日本国内においても秋田などが2008年を中心に研究している。現在の CiNii²⁾ の中でも「保育の質」というキーワードを検索するとすでに392件検出している。「質」は相対的な概念であり、多元的多様な次元の内容を含む概念である (Moss & Pence 1994)。保育においてもそれぞれの領域や視点などで異なり、保育性で、カリキュラム、保育者の資質、保育環境、保育実践などの問題が、全て質の問題として語られている (Melhuish 2001; Zaslow & Beck 2006)。

そもそも「保育」とはなんであろうか。一定のコンセンサスとして「乳児、幼児を対象として、その生存を保障する『養護』と心身の健全な成長・発達を助長する『教

育』が一体となった働きかけ」(森上・柏女 2013: 2) として説明される。

山内 (2014) も「養護と教育の一体としての保育」概念として保育をとらえている。小学校でイメージされる「教育」を幼児に当てはめるのではなく、ケアとエデュケーションが一体となった「保育」こそが、乳幼児に対する営みを的確に表していると述べている。

また、山内 (2014) は現在の「保育」概念には、「幼稚園」「保育所」の「公務としての保育」という側面が内包され、地方自治体が「幼稚園」「保育所」の許認可・実施責任をもち、「保育」を実践する「幼稚園」「保育所」には、公共的な施設としての責任が求められてきたとしている。またそこで働く保育者にも、「幼稚園教諭免許状」「保育士資格」を有することが義務づけられ、必然的に公的な「保育の質」の保障における含意としての保育の制度や実践を保育の質としてとらえている。長谷 (2015) は、「保育の質を乳幼児期の育ちは、後の学校という場における知識の習得を可能とするための準備期間としてあるのではない。発達の初期を身近な大人に支えられながら、直接経験を経て周囲の大人や友だちとの関係をはぐくみ、安心感や自信に裏付けられた興味や関心を意欲として学ぶ過程である。そのためには、安心できる空間で信頼できる保育者と共に在ることが必要である。『保育』は、それを実践する過程であり、そこに保育の質がある」と述べている。

「保育の質」に関しては、定義として一般化できないが、提供する保育の質、提供主体の組織の質、組織構成全員の質でもあり、多面的である。保育を適切かつ円滑に行うためには、組織的運営が必要である。別の角度からみると適切性、信頼と安心、快適性なども含まれるのではないだろうか。保育におけるソーシャルワークは、保護者が支援を求めている子育ての問題や課題に対して、保護者の気持ちを受止めつつ、安定した親子関係や養育力の向上をめざして行う子どもの養育 (保育) に関する相談、助言に関連した技術であることから保育の質を高めるための一助であると、いえる。保育におけるソーシャルワーク機能は、先述したように2008年3月に「保育所保育指針」の改訂の中に、子どもに対する保育だけでなく、その保護者への支援も保育士の役割であることが明記され、従来の役割にその専門性を生かした「ソーシャルワーク」的機能を特に保護者支援において発揮するということが示された。

しかし、そのソーシャルワーク機能については、幼稚

園教諭には触れられていない。今後、増えるであろう認定こども園の状況を予測すると、幼稚園教諭にも同様なことが言えるのではないだろうか。保護者支援において、ソーシャルワーク機能を発揮していくということは、保育の質を高めるうえでも重要であろう。しかし、2年間の保育士養成課程の中で、「ソーシャルワーク」の概要を学んでも、実践力につながるような「ソーシャルワーク」の内容まで、学べないのではないかと考える。

保育ソーシャルワークに関しての論文は、CiNii³⁾から「保育 ソーシャルワーク」と検索すると114件ヒットした。「保育 教育」は16,859件、「保育 カウンセリング」114件、「保育 子育て支援」1,624件、「保育 保護者支援」4件、その他、ソーシャルワークと対比する「保育 ケア」は614件だった(いずれも2016.3.21時点)。このことは、論文114件で内容により重複はあるものの一概ではないが、保育者に求められることが多岐にわたっていることが言える。その他、「保育 他職種連携」は2件、「保育 地域連携」は51件だった。その中で、保育者におけるソーシャルワーク機能に着目し、述べてみたい。

6. 保育ソーシャルワークとは何か

さらに、「保育ソーシャルワークとは何か」という問題に対し、小川(2015)は新しい概念であり、いまだ統一された見解は示されていないことに触れている。保育ソーシャルワークの研究者は多数いるものの前述した小川の論文より保育ソーシャルワークの先行研究として3名の研究者の見解を表1にまとめた(末尾参照)。

小川(2015)は、鶴が指摘する保育士は児童福祉法に基づく資格であり、本来は福祉(ソーシャルワーク)をベースとした実践が行われる必要があると論じている。武藤(2013)は、高度経済成長期以降、子育て機能は家族から外部化、社会化され、ケアワーカーである保母(現保育士)によって部分的に代替されるようになったが、依然として乳幼児の子育ての大部分は専業主婦の母親の手に委ねられてきた。しかし1990年代に入ると、在宅で子育てをしている母親の育児不安やストレスが顕在化し、政府は次世代育成支援対策として、在宅での子育てを支援する「子育て支援」という、新しい形の「子育ての社会化(再社会化)」を打ち出した。このような子育てをめぐる状況、施策の変遷をたどり、新たな「子育ての再社会化」の下、保育士の専門性として保育というケアワークの知識・技能とともに新たにソーシャルワーク

的機能が求められていると述べている。

社会福祉士を考えた場合、本来のソーシャルワークの専門家としての業務だけではなく、ケアワークにも関わりながら、社会福祉士の業務を行っている場合もある。現在の保育領域においてもソーシャルワークのみを担うソーシャルワーカーの受け入れは、現状では考えにくい。保育というケアワークの技術をもつ保育士が、その技術を活用しながら、子どもと保護者、家庭の状況を把握し、子どもと家庭の福祉実現のためにソーシャルワーク機能を果たしていくことを考えた方が現実的であるが、保育士を取り巻く今日の状態を勘案するといささか早急であり、現状からみると厳しいのではなからうか。

また、保育士の立場が幼稚園や認定こども園の保育者とは違う次元と考えているのであれば、保育現場のソーシャルワークは保育士のみが中心に行うことに疑問が残る。先述したように保育士には、ケア・エデュケーション・カウンセリング・ソーシャルワーク機能が求められ、保育技術としてピアノを弾く、幼児体育を行う、環境設定を行うなど多様なことが求められている。保育士養成校では、最短2年間で資格を取得できる。現実的にみてもこれらのことができるようになるまでは、かなりの時間を要すると考えられる。

7. おわりに

子どもの権利条約⁴⁾において、子どもの最善の利益(第3条)「子どもに関するすべての活動において、その活動が公的もしくは私的な社会福祉機関、裁判所、行政機関または立法機関によってなされたかどうかにかかわらず、子どもの最善の利益が第一次的に考慮される。」(子どもの権利条約第3条1項)。「締約国は、親、法定保護者または子どもに法的な責任を負う他の者の権利および義務を考慮しつつ、子どもに対してその福祉に必要な保護およびケアを確保することを約束し、この目的のために、あらゆる適当な立法および行政上の措置をとる。」(子どもの権利条約第3条2項)。「締約国は、子どものケアまたは保護に責任を負う機関、サービスおよび施設が、とくに安全および健康の領域、職員の数および適格性、ならびに職員の適正な監督について、権限ある機関により設定された基準に従うことを確保する。」(子どもの権利条約第3条3項)とある。

堀尾(1992)は、「子どもの最善の利益」と「意見表明権」の関係について、「子どもの最善の利益というその原理、そして、だれがそれを判定するのかという問題

とかかわって、子どもこそ自分の意見を言うべきだろう。さもないと子どもの意見を尊重することなしに、「子どもの最善の利益」という言葉だけが一人歩きして、自分たちがやっているのが子どもの最善の利益だということになりかねない。それに対する大きな歯止めとして意見表明の権利というものが位置づいていると述べている。松本(2006)は、日本は1994年に「子どもの権利条約」の批准国となり、特色としては子どもを「権利の享受」の立場から「権利行使」の主体として捉えていることについて論じ、条約全体のキーワードとして「子どもの最善の利益」という言葉があげられているが、これは子ども自身がどう考えるかという視点を受けとめ、大人と子どもがお互いの納得を形成するよう話し合う態度を大切にしていくことの必要性を示しているという見解を出している。

保育者は、ケアワークとともに教育視点をもつべきであり、その他にも支援者あるいは援助者と同時に指導者でもある。保育の対象者は、子どもだけでなく、保護者にも広がっている。保育士は実習はもちろんのことピアノを弾くことや絵画制作などの保育技術を含め、2年間の養成課程では、ソーシャルワークの枠組みは学んでも、実際に専門的に現場で実践し応用し駆使するためには、卒業後もソーシャルワークを継続的に学び、実践の場を充足する必要性があるだろう。

日本におけるソーシャルワークの専門家として社会福祉士、精神保健福祉士がいる。子どもに関わる関係者として医療分野では医師、薬剤師、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の医療従事者が存在する。その他、栄養士、調理師などの職種もいる。それ以外にも臨床心理士を含め子ども分野に関わる人々と連携を取りながら、地域を基盤としたソーシャルワーク機能を発揮していくべきではないかと考える。そのためには、子ども分野のソーシャルワークの基盤を確立しなければならない。そして何よりも社会福祉士、精神保健福祉士などを中心に子どものエキスパートとなるソーシャルワーカーの養成が急務であろう。

一方、保育に携わる者のうち、ソーシャルワークを学んでいない者は、これからどのようにソーシャルワークについて取り組んでいけばいいか、また、保育士養成校で学んだソーシャルワークをどのように現場に根付かせて、活用できるようにしていくのかなどの課題もある。

さらに、今後は、保育分野のソーシャルワークを鑑みながらソーシャルワークの専門家と称する社会福祉士や

精神保健福祉士の子ども分野のソーシャルワークについての取り組みの現状を把握し、そこからどのような課題が浮かび上がるかの研究を深めていきたい。

表1 小川(2015)による3名の研究者による保育ソーシャルワークの見解

研究者	見 解
伊藤良高	子育て支援が大きな社会問題となり、その中核施設として保育所が位置づけられた1990年以降に展開されてきたテーマであり、子どもと保護者の幸福のトータルな保障に向けて、そのフィールドとなる保育実践及び保護者支援・子育て支援にソーシャルワークの知識と技術・技能を応用しようとするものであるといえるであろう。ただし、ソーシャルワーク論の保育への単なる適用ではなく保育の原理や固有性を踏まえた独自の理論、実践として考究されていくことが望ましい。
柏女霊峰	保育士の保育指導は、ソーシャルワーカーが行うソーシャルワークでもなく、臨床心理士の専門性であるカウンセリングとも異なる独自の専門性を有する業務として「保育指導」を規定し、確立していくことが必要とされる。
鶴宏史	保育士が社会福祉専門職として規定されているのであれば、あくまでもソーシャルワークに基づく保育指導、いいかえれば、保育士が行うソーシャルワークが志向されなければならないと考える。

※小川(2015)の論文より筆者がまとめた。

謝辞

本論文を執筆するにあたって、鹿児島国際大学大学院福祉社会学研究科の田畑洋一教授はじめ関係の先生方にはご指導、ご助言をいただきました。この場をお借りし、心より深く感謝申し上げます。

注

- 1) 2) 3) CiNii (NII 学術情報ナビゲータ [サイニ]) は、論文、図書・雑誌や博士論文などの学術情報で検索できるデータベース・サービスである。
- 4) 「児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約である。18歳未満を「児童 (子ども)」と定義し、国際人権規約 (1966年の第21回国連総会で採択・1976年発効) が定める基本的人権を、その生存、成長、発達の過程で特別な保護と援助を必要とする子どもの視点から詳説。前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定している。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効し、日本は1994年に批准した。「子どもの権利条約」として生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利の4つの柱について延べている。「子どもの権利条約 日本ユニセフ協会」
http://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html (2016年3月1日)

文献

秋元樹 (2009). 「ソーシャル・ワークの伝承: ソーシャル・ワー

- クとは何か - 定義, 対概念で遊ぶ」『社会福祉』, 50, 11-25.
- 池田幸代・大川一郎 (2012). 「保育士・幼稚園教諭のストレスが職務に対する精神状態に及ぼす影響: 保育者の職務や職場環境に対する認識を媒介変数として」『発達心理学研究』, 23(1), 23-35.
- OECD 2002 Education Policy analysis. 2002 edition. 御園生純 (監訳) (2006). 「早期幼児期教育と保育制度: 改革のための政策戦略」OECD (著) OECD 教育政策分析 明石書店 15-61.
- 太田義弘・安井理夫・小榮住まゆ子 (2010). 「高度専門職としてのソーシャルワーク実践の役割と課題」『関西福祉科学大学紀要』, 13, 1-18.
- 小川恭子 (2015). 「児童養護施設保育士に求められるソーシャルワーク機能: 日常生活支援を通して」『藤女子大学人間生活学部紀要』, 52, 91-99.
- 笠野恵子 (2016). 「保育の外部化に関する一考察」『九州社会福祉学』, (12), 79-89.
- 小泉広子 (2015). 「2006年新教育基本法成立以降の乳幼児保育・教育法制の展開」p 『桜美林論考. 自然科学・総合科学研究』, 6, 29-42.
- 厚生労働省 (2003a). 「社会連帯による次世代育成支援に向けて」
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/syousika/030807-1a.html> 2016年2月1日)
- 厚生労働省 (2003b). 社会連帯による次世代育成支援に向けて一次世代育成支援施策の在り方に関する研究会報告書のポイント」
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/syousika/030807-1a.html> 2016年2月1日)
- 厚生労働省編 (2008). 「保育所保育指針解説書」, 184. フレーベル館.
- 厚生労働省 (2008). 保育所保育指針解説書
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/hoiku04/pdf/hoiku04b.pdf>2016.2.2 2016年1月10日)
- 住田正樹・山瀬範子・片桐真弓 (2012). 「保護者の保育ニーズに関する研究—選択される幼児教育・保育—」『放送大学研究年報』, 30, 25-30.
- 野崎祐子 (2014). 「保育の質と子どもの発達に関するアンケート調査の概要」『地域経済研究』, 25, 103-111.
- 濱名陽子 (2011). 「幼児教育の変化と幼児教育の社会学」『教育社会学研究』, 88, 87-102.
- 長谷谷子 (2015). 「子ども・子育て支援新制度と保育者養成についての一考察—「保育」概念の複雑化と保育の質を手掛かりとして—」『四天王寺大学紀要』(60), 103-112.
- 林真帆 (2015). 「質的データを用いたソーシャルワーク研究に関する一考察—事例研究法に焦点をあてて—」『別府大学紀要』, 56, 65-74.
- 日和恭世 (2014). 「ソーシャルワーカーの実践観に関する一考察: テキストマイニングによる分析をもとに」『別府大学紀要』, 55, 73-83.
- 堀尾輝久 (1992). 「人権と子どもの権利—子どもの権利条約にちなんで—」『日本教育学会年報』, 12, 29.
- 松尾寛子 (2014). 「在園児と保護者に対する子育て支援を見越した関係構築のあり方についての基礎的研究—保育所等における登降園—」『神戸常盤大学紀要』, 7, 1-8.
- 松本なるみ (2006). 「社会的養護における子どもの最善の利益とは: 子どもの養育に必要な要因の検討を手がかりに」『鳴門教育大学研究紀要』, 21, 102-111.
- 文部科学省 (2009). 「図表でみる教育 (Education at a Glance) OECD インディケータ」
(http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/.../detail/1296733.htm 2016年3月15日)
- 武藤大司 (2013). 「ソーシャルワークの視点から見た児童発達支援事業所における運営理念の特徴: 保育所・幼稚園・認定こども園との対比 (特集号)」『名古屋経営短期大学子ども学研究論集』, 5, 79-87.
- 山内紀幸 (2014). 「子ども・子育て支援新制度」がもたらす「保育」概念の瓦解」『教育学研究』, 81(4), 408-422.
- Barker, R. L. (1999). *The Social Work Dictionary 4th Ed.*, NASW Press.